施設基準対象手術名、及び２０２５年中の手術件数（2025年1～12月：2026年度掲示用）

区分	手術名	件数	手術名	件数	手術名	件数	手術名	件数	手術名	件数
区分1	ア　頭蓋内腫瘤摘出術等	193	イ　黄斑下手術等	339	ウ　鼓室形成手術等	23	エ　肺悪性腫瘍手術等	340	オ　経皮的カテーテル心筋焼灼術等	243
区分2	ア　靭帯断裂形成手術等	51	イ　水頭症手術等	121	ウ　鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6	エ　尿道形成手術等	12	オ　角膜移植術	43
	カ　肝切除術等	218	キ　子宮附属器悪性腫瘍手術等	79						
区分3	ア　上顎骨形成術等	136	イ　上顎骨悪性腫瘍手術等	95	ウ　バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉	6	エ　母指化手術等	68	オ　内反足手術等	0
	カ　食道切除再建術等	31	キ　同種死体腎移植術等	35						
区分4	腹腔鏡下・胸腔鏡下手術等	907	口歯科)皮膚悪性腫瘍切除手術 注に規定する加	0						
その他の区分	ア　人工関節置換術等	260	イ　乳児外科施設基準対象手術	13	ウ　ﾍﾟｰｽﾒｰｶｰ移植術及びﾍﾟｰｽﾒｰｶｰ交換術	70	オ　経皮的冠動脈形成術		オ　経皮的冠動脈ステント留置術	
	エ　冠動脈、大動脈ﾊﾞｲﾊﾟｽ移植術及び体外循環を要する手術	408	オ　経皮的冠動脈粥腫切除術	0			急性心筋梗塞に対するもの	15	急性心筋梗塞に対するもの	46
							不安定狭心症に対するもの	2	不安定狭心症に対するもの	4
							その他のもの	12	その他のもの	19

ハイリスク分娩管理加算 分娩実施件数　280　（配置医師数 14名／配置助産師数 34名）

ハイリスク妊産婦共同管理を共同で行う保険医療機関

医療法人　井上医院
岡山市中区関２２
086-201-1515

ウィメンズクリニック・かみむら
岡山市北区本町４－１８コア本町３Ｆ
086-803-5338

産婦人科　内科　片山医院
赤磐市馬屋６４６
086-239-7808

公益財団法人大原記念倉敷中央病院機構　倉敷中央病院
倉敷市美和１丁目１番１号
086-422-0210

独立行政法人　国立病院機構　福山医療センター
福山市神野上町4丁目14-17
084-922-0001

井上産婦人科クリニック
岡山市北区幸町４－１２河田ビル３階
086-801-0037

医療法人社団明和会　ベリネイト母と子の病院
岡山市中区畜益２０３－１
086-276-8811

三宅医院
岡山市南区大福３６９－８
086-282-5100

川崎医科大学附属病院
倉敷市松島５７７番地
086-462-1111

岡山赤十字病院
岡山市北区青江二丁目1番1号
086-222-8811

岡山済生会総合病院
岡山市北区国体町2番25号
086-252-2211

医療法人社団明和会　ﾍﾞﾘﾈｲﾄ母と子のｻﾃﾗｲﾄｸﾘﾆｯｸ
岡山市北区中山下１－８－４５ GEEKS OKAYAMA 8F
086-221-1188

岡南産婦人科医院
岡山市南区平福２丁目６番４３号
086-264-3366

川崎医科大学総合医療センター
岡山市北区中山下２丁目６番１号
086-225-2111

医療法人　浅桐産婦人科
倉敷市連島町鶴新田１２６６－１
086-444-9586

独立行政法人国立病院機構　岡山医療センター
岡山市北区田益１７１１－１
086-294-9911

ももレディースクリニック
岡山市北区西花尻１２００－３
086-903-2248

姫路赤十字病院
姫路市下手野1丁目12-1
079-294-2251

当院は、中国四国厚生局長に届出して、下記の診療を行っています。

基本診療料　（２０２６年７月現在）

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準 (※)
- 電子的診療情報連携体制整備加算３
- 電子的歯科診療情報連携体制整備加算２
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算２
- 歯科外来診療感染対策加算４
- 歯科診療特別対応連携加算
- 継続的に責上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 特定機能病院入院基本料(一般・精神)
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算１
- 医師事務作業補助体制加算１
- 急性期看護補助体制加算
- 看護職員夜間配置加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算１
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算１及び２
- 放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による場合）
- 放射線治療病室管理加算（密封小線源による場合）
- 緩和ケア診療加算
- 小児緩和ケア診療加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科リエゾンチーム加算
- 精神科慢性身体合併症管理加算
- 摂食障害入院医療管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算１
- 感染対策向上加算１
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 術後疼痛管理チーム加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算１
- バイオ後続品使用体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算２及び３
- 薬剤業務向上加算
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 精神科急性期医師配置加算
- 地域医療体制確保加算２
- 医療提供機能連携確保加算
- 救命救急入院料１
- 特定集中治療室管理料１
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新生児治療回復室入院医療管理料
- 小児入院医療管理料２
- 短期滞在手術等基本料１
- 入院手術対応加算

※「オンライン指針」に沿った体制を整備しております。情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方は行いません。

特掲診療料　（２０２６年10月現在）

- 心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料の注２に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- がん患者指導管理料イ、ロ、ハ及びニ
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導管理料(臓器移植後)(造血幹細胞移植後)
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料１
- 二次性骨折予防継続管理料１及び３
- 下肢創傷処置管理料
- 救急外来医学管理料１及び同注３に規定する救急外来緊急検査対応加算１
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料１
- 連携充実加算
- 外来腫瘍化学療法診療料の注９に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算
- 心不全再入院予防継続管理料１及び２
- 遺伝性疾患診療指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準
- 遺伝性疾患診療指導管理料の注５に規定する施設基準
- ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）
- がん治療連携計画策定料
- ハイリスク妊産婦連携指導料１及び２
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- こころの連携指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料１及び２
- 精神科退院時共同指導料１及び２
- 救急搬送診療料の注４に規定する重症患者搬送加算
- 救急患者連携搬送料
- 在宅持続膜圧呼吸療法指導管理料の注３に規定する遠隔モニタリング加算
- 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 遺伝学的検査の注１に規定する施設基準
- 遺伝学的検査の注２に規定する施設基準
- 染色体検査の注２に規定する施設基準
- 骨髄微小残存病変量測定
- ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 抗アデノ随伴ウイルス９型（ＡＡＶ９）抗体
- 抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）及び抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）
- ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算（Ⅳ）
- 国際標準検査管理加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 長期脳波ビデオ同時記録検査１
- 脳波検査判断料１
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- ロービジョン検査判断料
- コンタクトレンズ検査料１
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- 経頸静脈的肝生検
- 前立腺針生検法（ＭＲＩ撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- 経気管支凍結生検法
- 画像診断管理加算１及び４
- 遠隔画像診断
- ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
- 冠動脈ＣＴ撮影加算
- 血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- 外傷全身ＣＴ加算
- 心臓ＭＲＩ撮影加算
- 乳房ＭＲＩ撮影加算
- 小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算
- 頭部ＭＲＩ撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算１
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- がん患者リハビリテーション料
- リンパ浮腫複合的治療料
- 通院・在宅精神療法の注９に規定する心理支援加算
- 通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算１
- 通院・在宅精神療法の注13の施設基準
- 精神科作業療法
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- 多血小板血漿処置
- 硬膜外自家血注入
- 人工臍瘻
- 導入期加算３及び腎代替療法実績加算
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 腎代替療法診療体制充実加算
- 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するＬＤＬアフェレシス療法
- 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ストーマ合併症加算
- 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 自家脂肪注入
- 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）
- 静脈奇形硬化療法
- 四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 腟骨遠位骨切り術
- 骨移植術(軟骨移植術を含む)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- 人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- 後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- 椎間板内酵素注入療法
- 腫瘍脊椎骨全摘術
- 緊急穿頭血腫除去術
- 機能的定位脳手術（てんかんの場合）
- 脳腫瘍覚醒下マッピング加算
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（７本以上の電極による場合）に限る。）
- 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
- 角結膜悪性腫瘍切除手術
- 角膜移植術（内皮移植加算）
- 羊膜移植術
- 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- 網膜再建術
- 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- 人工中耳植込術
- 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。）
- 上顎頭頸癌摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭頸癌摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭頸癌摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋裂腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（ＭＲＩによるもの）
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- 乳房切除術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算１及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算２及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）
- 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 気管支バルブ留置術
- 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は１肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心嚢合併切除を伴うもの）に限る。）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は１肺葉を超えるものの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- 同種死体肺移植術
- 生体部分肺移植術
- 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 内視鏡下筋層切開術
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔腸孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）瞬瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱瞬瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び膣瞬瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 胸腔鏡下弁形成術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
- 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- 経カテーテル弁置換術（経皮的肺動脈弁置換術）
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）
- 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- 植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- 大動脈内バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）
- 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- 補助人工心臓
- 植込型補助人工心臓（非拍動流型）（設置する場合）
- 腎神経焼灼術
- 経皮的下肢動脈形成術
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 腹腔切除を伴う多臓器合併切除術
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胃縮小術
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 体外衝撃波胆石破砕術
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）
- 生体部分肝移植術
- 同種死体肝移植術
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膵中央切除術
- 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 同種死体小腸移植術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 腎盂水圧拡張術及びハンナ型間質性腎盂炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 尿道狭窄グラフト再建術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 精巣温存手術
- 精巣内精子採取術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下仙骨膣固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腟式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 子宮悪性腫瘍手術（子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算１又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算２を算定する場合に限る。）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 体外式膜型人工肺管理料
- 尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 尿道下裂形成手術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 陰茎形成術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 陰茎全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 精巣摘出術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 会陰形成手術（筋層に及ばないもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 造腟術、腟閉鎖症術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの、筋皮弁移植によるもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 子宮全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 腹腔鏡下腟式子宮全摘術（性同一性障害患者に対して行う場合に限る。）
- 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- 医科点数表第２章第10部手術の通則19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- 医科点数表第２章第10部手術の通則19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- 外科医療確保特別加算
- 輸血管理料Ⅰ
- 貯血式自己血輸血管理体制加算
- コーディネート体制充実加算
- 自己生体組織接着剤作成術
- 同種クリオプレシピテート作製術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 内視鏡手術用支援機器加算
- 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）１又は２
- 麻酔管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
- 周術期薬剤管理加算
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）
- 強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）
- 強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）
- 画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 画像誘導密封小線源治療加算
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- デジタル病理画像による病理診断
- 病理診断管理加算２
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 国際標準病理診断管理加算
- 歯科治療時医療管理料
- 特別管理加算
- 口腔機能実地指導料
- 有床義歯咀嚼機能検査
- 精密触覚機能検査
- 睡眠時歯科筋電図検査
- 歯科画像診断管理加算１及び２
- 歯科口腔リハビリテーション料２
- 手術用顕微鏡加算
- 口腔粘膜処置
- う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- 歯科技工士連携加算１
- 光学印象
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ３次元プリント有床義歯
- 歯科技工加算１及び２
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）(歯科)
- 顎関節人工関節全置換術（歯科）
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科）
- 歯周組織再生誘導手術
- 手術時歯根面レーザー応用加算
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 歯根端切除手術の注３
- 口腔粘膜血管縫合閉鎖術
- レーザー機器加算
- 歯科麻酔管理料
- 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）
- 口腔病理診断管理加算２
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科矯正診断料
- 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）
- 看護職員処遇改善評価料72
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５
- 入院ベースアップ評価料161